

第五号

徳島県政策創造関係手数料条例の制定について

徳島県政策創造関係手数料条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県政策創造関係手数料条例

(趣旨)

第一条 県が行う政策創造関係の事務に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 別表の上欄に掲げる事務について、同表の下欄に掲げる金額の手数料を徴収する。

(手数料の納付の時期)

第三条 手数料は、知事が別に定めるもののほか、写しの交付を受ける際、納付しなければならない。

(手数料の減免)

第四条 手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

(手数料の還付)

第五条 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)

事 務	金 額
-----	-----

<p>一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第十五項の規定に基づき少額領収書等の写しに係る写しの交付</p> <p>二 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告書等（同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。）の写しの交付</p>	<p>用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円）</p> <p>用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円）</p>
---	---

提案理由

組織の再編により政策創造部が設置されたことに伴い、政策創造関係の事務に係る手数料について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。